

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号農林水産事務次官通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
第 1 ～ 第 24 （略）			第 1 ～ 第 24 （略）		
別表（第 3 関係）			別表（第 3 関係）		
交付対象事業		国費率	交付対象事業		国費率
区分	事業種類		区分	事業種類	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
実施要綱第 2 の 2 の防災減災対策に該当するもの (1) 自然災害等対策	ア～キ (略) <u>ク 施設撤去・廃止</u>	(略) <u>1 50%</u> <u>2 沖縄県において行うものについては、1の規定にかかわらず、80%</u> <u>3 奄美群島において行うものについては、1の規定にかかわらず、2/3</u> <u>4 中山間地域等において行うものについては、1の規定にかかわらず、55%</u> <u>5 従前の事業が国営土地改良事業であった場合については、1から4までの規定にかかわらず、従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率とする。</u>	実施要綱第 2 の 2 の防災減災対策に該当するもの (1) 自然災害等対策	ア～キ (略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>
	<u>ケ・コ</u> (略) <u>サ～ス</u> (略)	(略) <u>サからスまでの事業</u> にあつては、 1 定額 2 1 地区当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。ただし、 <u>ス</u> の耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は 3,000 万円。		<u>ク・ケ</u> (略) <u>コ～シ</u> (略)	(略) <u>コからシ</u> の事業にあつては、 1 定額 2 1 地区当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。ただし、 <u>シ</u> の耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は 3,000 万円。

改正後			現 行																														
(2) (略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)																												
(3) ため池防災 環境整備	ア (略) イ 地域防災上 のリスク除去	(略) 1 定額 2 1箇所当たりの助成額の上限は、 <u>次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。</u> ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、 <u>同表中の②の欄に定めるとおりとする。</u>	(3) ため池防災 環境整備	ア (略) イ 地域防災上 のリスク除去	(略) 1 定額 2 1箇所当たりの助成額の上限は、 <u>堤高5m未満で1,000万円、堤高5m以上10m未満で2,000万円、堤高10m以上で3,000万円とする。</u> ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、 <u>堤高5m未満で3,000万円、堤高5m以上10m未満で4,000万円、堤高10m以上で6,000万円とする。</u> (新設)																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">堤高</th> <th>①基本</th> <th colspan="3">②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">下流水路の整備延長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20m以上 500m未満</td> <td>500m 以上</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m 未満</td> <td>1,000 万円</td> <td>3,000 万円</td> <td>6,000 万円</td> <td>8,000 万円</td> </tr> <tr> <td>5m以上 10m未満</td> <td>2,000 万円</td> <td>4,000 万円</td> <td>7,000 万円</td> <td>9,000 万円</td> </tr> <tr> <td>10m 以上</td> <td>3,000 万円</td> <td>6,000 万円</td> <td>9,000 万円</td> <td>11,000 万円</td> </tr> </tbody> </table>	堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合				下流水路の整備延長				20m以上 500m未満	500m 以上		5m 未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円	5m以上 10m未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円	10m 以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円			
堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合																															
		下流水路の整備延長																															
		20m以上 500m未満	500m 以上																														
5m 未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円																													
5m以上 10m未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円																													
10m 以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円																													
(4) 流域治水対策	ウ (略) ア 農業用排水施設整備 イ 危機管理システム等整備 ウ 附帯安全施設整備 エ 管理体制強化対策	(略) アからウまでの事業にあっては、 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	(新設)	ウ (略) (新設)	(略) (新設)																												

改 正 後			現 行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(備考1)・(備考2) (略)</p> <p><u>(備考3) 上記の流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。</u></p> <p><u>(1)流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)</u>が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</p> <p><u>ア 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)</u></p> <p><u>イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)</u></p> <p><u>(2)治水協定(既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)</u>の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</p> <p><u>(3)地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</u></p>			<p>(備考1)・(備考2) (略)</p> <p>(新設)</p>		
別記様式第1号(第4関係) (略)			別記様式第1号(第4関係) (略)		
別紙1 経費の配分及び負担区分(略)			別紙1 経費の配分及び負担区分(略)		
(注) 1・2 (略)			(注) 1・2 (略)		
<p>3 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1(1)、自然災害対策は2(1)、危機管理対策は2(2)、ため池防災環境整備は2(3)、<u>流域治水対策は2(4)</u>、ため池の保全・避難対策は3(1)、施設情報整備・共有化対策は4(1)を記入すること。</p> <p>4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。</p> <p>対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備と記入すること。</p> <p>対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。</p>			<p>3 交付対象事業の対策種類欄には、長寿命化対策は1(1)、自然災害対策は2(1)、危機管理対策は2(2)、ため池防災環境整備は2(3)、ため池の保全・避難対策は3(1)、施設情報整備・共有化対策は4(1)を記入すること。</p> <p>4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。</p> <p>対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備と記入すること。</p> <p>対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。</p>		

改正後	現行
<p><u>対象種類が流域治水対策の場合は、農業用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備、管理体制強化対策のいずれか該当する対策を記入すること。</u></p> <p>対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が施設情報整備・共有化対策の場合は、農業水利施設情報等の地理情報システム化と記入すること。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>別記様式第2号(第9関係)～別記様式第5号(第13関係) (略)</p> <p>別記様式第6号(第14第1項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔 北海道にあつては、農林水産大臣、 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、<u>農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱</u>第14第1項の規定により、その実績を報告する。 【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記様式第7号(第14第2項関係) (略)</p> <p>別記様式第8号(第14第4項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金の消費税仕入控除税額報告書</p>	<p>(新設)</p> <p>対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が施設情報整備・共有化対策の場合は、農業水利施設情報等の地理情報システム化と記入すること。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>別記様式第2号(第9関係)～別記様式第5号(第13関係) (略)</p> <p>別記様式第6号(第14第1項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔 北海道にあつては、農林水産大臣、 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、<u>農業用水等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱</u>第14第1項の規定により、その実績を報告する。 【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記様式第7号(第14第2項関係) (略)</p> <p>別記様式第8号(第14第4項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金の消費税仕入控除税額報告書</p>

改正後	現行
<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔 北海道にあつては、農林水産大臣、 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があつた事業について、農業水路等長寿命化・防災減災対策事業交付金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円</p> <p>(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。(交付対象事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)</p> <p>なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。</p> <p>(1) 消費税確定申告書の写し (税務署受付済)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し (税務署受付済) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、 	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿 〔 北海道にあつては、農林水産大臣、 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があつた事業について、農業水路等長寿命化・防災減災対策事業交付金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円</p> <p>(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。(交付対象事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)</p> <p>なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。</p> <p>(1) 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、交付対象事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、

改 正 後	現 行
<p>事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署受付済</u>） ・交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 <p>別記様式第 9 号（第 21 関係）～別記様式第 11 号（第 24 関係）（略）</p>	<p>事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署の収受印等のあるもの</u>） ・交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 <p>別記様式第 9 号（第 21 関係）～別記様式第 11 号（第 24 関係）（略）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。